

日本国経済産業省とタイ王国エネルギー省との間の
エネルギーパートナーシップ実現に関する協力覚書

日本国経済産業省及びタイ王国エネルギー省（以下、総称して「両参加者」といい、単独で「参加者」という。）は、

主として日本とタイ王国の卓越し緊密な関係及び両国民の間の長きにわたる友好関係から、

日本とタイ王国との間のエネルギー協力の強化のために、

エネルギー・トランジション期に移行するための世界的なエネルギー・トランジションの重要性を認識し、両国におけるエネルギーの貿易・投資及び技術・イノベーションの機会を実現することを目指し、

両国とその国民の経済・産業・社会の発展を強化・促進するため、未来のエネルギーのためのイノベーション、技術及びスマートエネルギーに関する両国の共通の関心を考慮し、

この協力覚書（以下「本MOC」という。）の実施により、両参加者がそのような協力と発展を得られることを認識して、

ここに、以下の認識に達した。

第1項 目的

両参加者間の協力は、それぞれの国の法令に沿って行われ、以下の分野に適用される。

- (1) 石油・ガス
- (2) 電力
- (3) 再生可能エネルギー及びエネルギー効率
- (4) 原子力エネルギー
- (5) イノベーション、技術及びスマートエネルギー
- (6) 電気自動車・電池、水素、燃料アンモニア、炭素回収・利用・貯留、カーボンリサイクルなどの脱炭素技術
- (7) 両参加者が決定するその他のエネルギー協力の分野

第2項 協力分野

本 MOC の下での両参加者間の協力活動は、以下の形態で実施することができる。

- (1) 二国間協議
- (2) エネルギー情報およびオープンソースで入手可能な統計データの定期的な交換
- (3) 研修、能力開発、及び専門知識の伝承
- (4) 両国間又は第三国における共同エネルギー投資の促進
- (5) エネルギー開発に関する共同プロジェクトの運営・普及
- (6) 両国それぞれの国別目標に基づいた 2050 年カーボンニュートラルに向けたエネルギー・トランジションロードマップ（CN ロードマップ）の策定
- (7) その他両参加者が決定する協力の形態

第3項 実施

本MOCの下での協力を調整するため、両参加者は、両参加者及び関係機関の代表からなる日本・タイエネルギー政策対話（以下「JTEPD」という。）を設立する。

JTEPDは、官民実施による共同プロジェクトを特定し、協力と交流に関する包括的な長期プログラムを策定し、当該プロジェクトの成功に必要な両参加者による支援策を提言する。

JTEPDの会合の議題、時間及び場所は、両参加者が決定する。会合は、年に1度又は両参加者が決定する頻度で、日本及びタイ王国で交互に開催される。

JTEPDは、両参加者が特定の協力案件の実施を担うワーキンググループを設置することができる。各ワーキンググループは、共働する両参加者の代表者を任命する。また、各ワーキンググループは、それぞれの最新の進捗状況を定期的にJTEPDに報告する。ワーキンググループは、以下の優先分野から構成される（ただし、これらに限定されない。）。

- (1)2050年のカーボンニュートラルに向けたエネルギー・トランジションロードマップ（CNロードマップ）の策定
- (2)水素、燃料アンモニア、炭素回収・利用・貯蔵、カーボンリサイクルなどの脱炭素技術

第4項 資金調達

本MOCの適用に関連して生じる費用は、両参加者が別段の決定をする場合を除き、参加者がそれぞれ負担する。

第5項 機密保持

両参加者は、それぞれの国の法令と整合的な形で、本MOCの下で実施される共同活動から生じる秘密及び知的財産権の保護を確保する。

第6項 法的地位

本MOCは、国際条約その他の法的拘束力を有する文書ではなく、従って、国際法によって規制されるいかなる権利又は義務も両参加者に生じさせないものとする。ただし、両参加者は、本MOCを適切に実施するよう努める。

第7項 紛争解決

本MOCの解釈又は適用に起因する両参加者間のいかなる相違も、第三者、裁判所、法廷又は他のいかなる形式にもよらず、外交ルートを通じて両参加者間の協議により友好的に解決されるものとする。

第8項 修正と変更

いずれの参加者も、他の参加者に対し、本MOCの修正又は変更を書面で要求することができる。参加者が決定したいかなる修正又は変更も、書面により行われ、本MOCの一部を構成するものとする。

第9項 開始、期間及び終了

本MOCは、その署名の日に開始し5年間継続する。本MOCは、一方の参加者が他方の参加者に6か月前に本MOCを終了させる意思を通知しない限り、自動的に同期間延長される。

本MOCの終了は、両参加者が別段の決定をする場合を除き、本MOCの下で開始され、又は既に進行中の協力活動、プログラム及びプロジェクトの完了に影響を及ぼさないものとする。

2022年1月13日にタイのバンコクにて、日本語、タイ語、英語による3通の原本に署名した。本MOCの解釈に相違がある場合には、英文が優先する。

日本国経済産業省のために

タイ王国エネルギー省のために

萩生田 光一
経済産業大臣

スパッタナポン・パンミーチャウ
エネルギー大臣